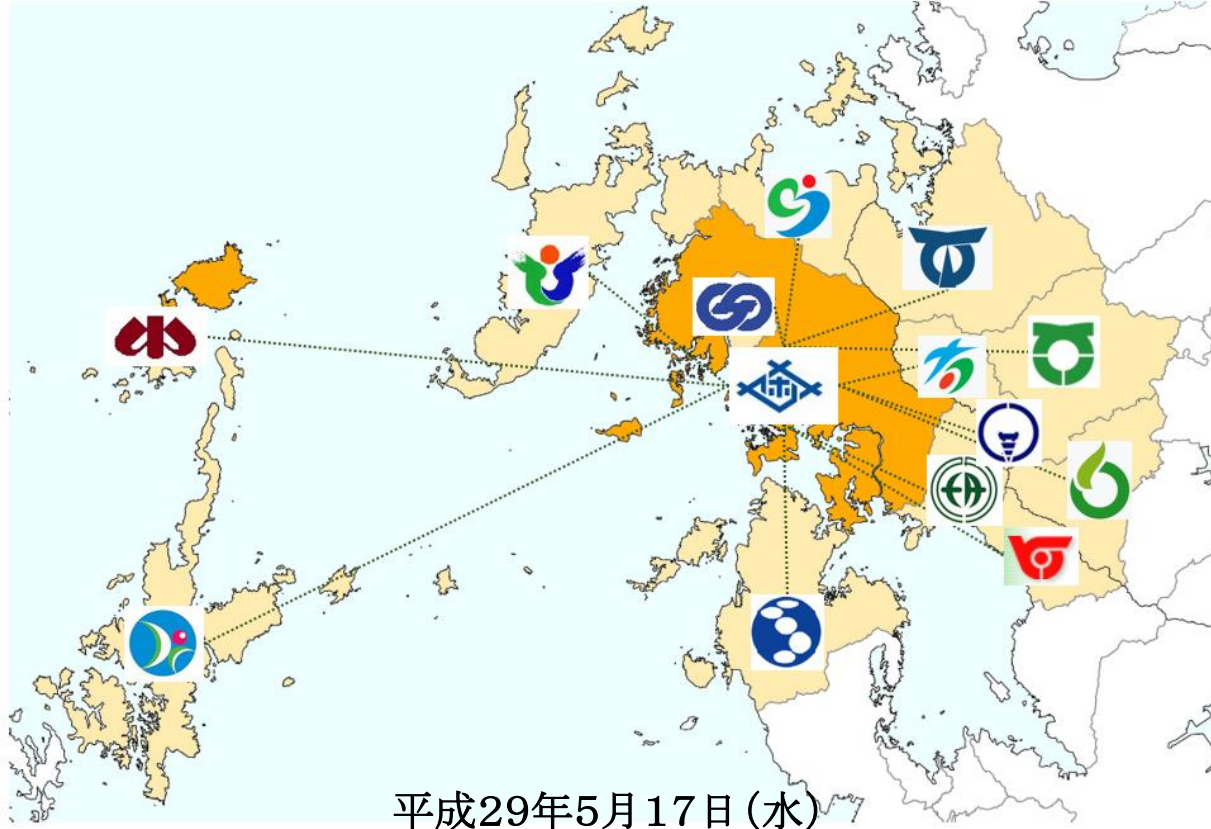
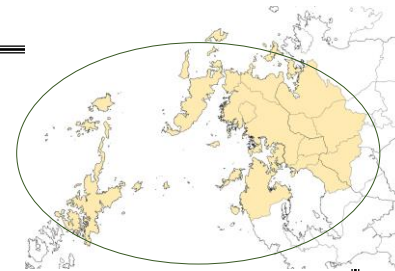


第1回 西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏協議会



JAながさき西海会館 4階 大ホール



出席者 平戸市長、松浦市長、西海市長、東彼杵町長、川棚町長、波佐見町長、小値賀町長、
佐々町長、新上五島町長、伊万里市長、武雄市長、嬉野市長、有田町長
佐世保市長 ※並びは県コード順

ワザ-バー- 長崎県県北振興局長
長崎県市町村課長
佐賀県市町支援課長

《 次 第 》

- 1. 開会
- 2. 佐世保市長挨拶
- 3. 協議会規約（案）について P 2
- 4. 議事
 - (1) 連携中枢都市圏の概要等について P 3～P7
 - (2) 当都市圏の現状について P 8～P1 6
 - (3) 審議事項
 - ①都市圏形成協議・検討体制（案）について P 1 7
 - ②都市圏参画判断決定までのスケジュール（案）について P 1 8
 - ③都市圏形成全体スケジュール（案）について P 1 9
 - ④都市圏形成組織（案）について P 2 0
 - ⑤都市圏形成の意思決定の手続き（案）について P 2 1
 - (4) 全国の連携中枢都市圏形成状況について P 2 2～P 2 3
 - (5) 他都市圏の取組み事例について P 2 4～P 2 7
- 5. 意見交換
- 6. 閉会
- 7. 事務連絡

3. 西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏協議会規約(案)について

西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏協議会規約(案)

(設置)

第1条 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域が活力を有し、充実した住民サービスを受用できる地域社会の実現を目指し、佐世保市を連携中枢都市とする圏域が、広域で取り組むべき課題等について協議し、連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付総行市第200号総務省自治行政局長通知。以下「推進要綱」という。)に規定する目的を達成するため、西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
(1) 推進要綱第5に規定する「連携中枢都市圏形成に係る連携協約」に関すること。
(2) 推進要綱第6に規定する「連携中枢都市圏ビジョン」の策定又は変更に関すること。
(3) その他連携中枢都市圏構想の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる会長及び委員をもって組織する。
(1) 会長 佐世保市長
(2) 委員 圏域を構成しようとする意思を有する佐世保市以外の市町の長

(会長の職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、事務を総理する。
2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、代理の者が出席したときは、当該委員が出席したものとみなす。
3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会の協議に付すべき事項及び協議会の指示事項についての調整をさせるため、協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、次に掲げる代表幹事及び幹事をもって組織する。
(1) 代表幹事 佐世保市企画部政策経営課長
(2) 幹事 圏域を構成しようとする佐世保市以外の市町の企画担当課長
3 代表幹事は、幹事会を代表し、会務を総理する。
4 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。
5 幹事会の運営について必要な事項は、代表幹事が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、佐世保市企画部政策経営課において処理する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規約は、平成29年5月17日から施行する。

4. (1)－②. 連携中枢都市宣言・連携協約・都市圏ビジョンについて

連携中枢都市圏は、圏域の中心市(佐世保市)と連携する近隣の市町が、**地方自治法第252条の2第1項に則り連携協約を締結することにより形成される圏域**です。

連携協約の意義は、従来の一部事務組合等の共同処理に基づく事務分担だけではなく、地域の実情に応じ、自由に連携する内容を協議し政策合意を行うことができることであり、この合意に基づき圏域としての政策を継続的・安定的に推進することにあります。

「連携中枢都市宣言」、「連携協約」、「都市圏ビジョンの策定・公表」は、総務省が定めた「連携中枢都市圏構想推進要綱(以下「総務省要綱」という。)」に規定されている連携中枢都市圏形成のための要件で、「連携中枢都市宣言」⇒「連携協約」⇒「都市圏ビジョンの策定・公表」の順で行う必要があり、都市圏ビジョンの公表により、圏域が形成されたもの(交付税措置の対象となる)とみなされます。

連携中枢都市宣言(佐世保市) 根拠:総務省要綱第4項

圏域内で、相当の規模と中核性を備える市(佐世保市)が、圏域の中心都市となるべく、圏域全体の経済をけん引し、**圏域の住民全体の暮らしを支える役割を担うことを表明する宣言**を言います。

連携協約(各市町及び佐世保市) 根拠:地方自治法第252条の2、総務省要綱第5項

連携する自治体(各市町及び佐世保市)が、連携事業の実行に当たり、その基本方針や事務処理等の役割分担等について交す自治体間の協約です。締結・変更には**「議会の議決」**が必要です。

都市圏ビジョンの策定・公表(佐世保市) 根拠:総務省要綱第6項

連携中枢都市宣言を行った自治体(佐世保市)が、産学官民からなる「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の意見を反映した圏域の中長期的な将来像や、連携事業の具体的な取り組み等について取りまとめ策定したものです。策定後、公表する必要があります。

4. (1)－③. 連携協約の特徴・効果について

1. 連携協約の特徴

- (1) 中心市と連携する各市町の実情に合わせ、あらゆる自治体資源(商工、観光、福祉、教育等)の相互活用等について、連携する項目を自由に盛り込むことが可能
- (2) 連携事業ごとに全ての市町で合意する(同一の協約内容とする)必要はない。(それぞれの連携事業において、中心市と合意に達した市町ごとに1対1(バイによる連携協約)を結ぶ。)
- (3) 地方自治法に基づく議会の議決により協約が締結され、当該自治体の事務として法定されることから、連携事業の安定性が確保され、これによる長期的、継続的な行政サービスの提供が可能

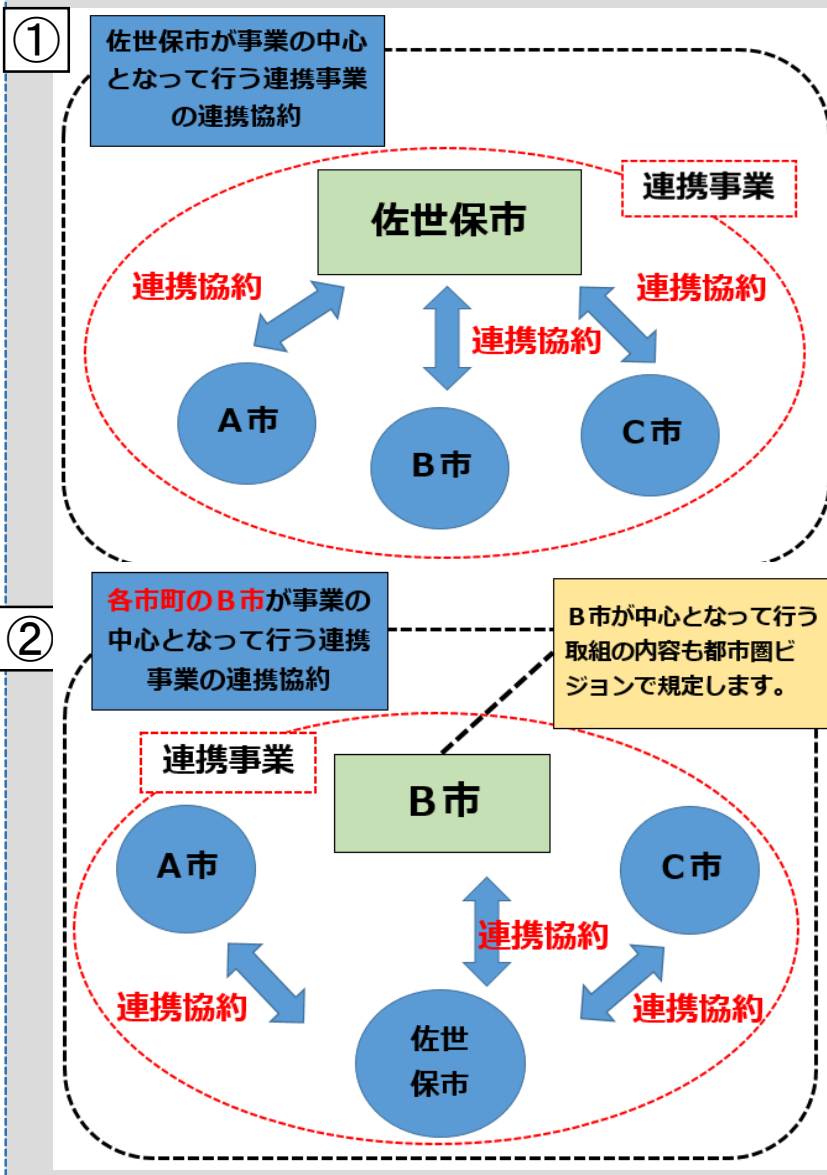
2. 連携協約の効果

中心市と連携する各市町で連携協約が重層的に結ばれ、これに基づく各連携事業が実施されることにより、**連携する自治体の政策の効果が圏域内で相乗的に高まり、単独ですべての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」から脱却**することができます。このことにより、次のような効果が得られるものと考えています。

- (1) 連携協約に基づく中心市への事務の集約による、各市町の人的負担、財政的負担の減
- (2) 中心市と各市町の役割分担に応じた事務の共同処理による効率的、効果的な行政サービスの提供
- (3) 各市町で個々に行っていた事業、又は一部の市町で広域化していた事業が、都市圏全体の連携事業となることにより大規模化され、事業の拡充を行うことが可能

これら効果が相乗して機能することにより、**圏域住民全体**のサービスの向上・福祉の増進につながり、**住み続けていきたい魅力的な地域を創生**することができるものと考えています。

4. (1) - ④. 連携協約のイメージについて



佐世保市が事業の中心となって行う連携協約は、それぞれの市町と佐世保市でそれぞれバイ(1対1)で連携協約を締結します。

各市町のB市が事業の中心となって行う連携協約であっても、連携協約は佐世保市とバイ(1対1)で行います。(A市とB市の単独での協約も可能ですが、その協約は連携中枢都市圏の対象外となります。)

4. (1)－⑤. 連携中枢都市圏に対する国(総務省)の財政措置の概要について

1. 中心市及び各市町の取組に対する包括的財政措置

(1) 中心市の取組に対する財政措置

① 普通交付税

連携市町村も含めた圏域全体の住民のニーズに対応した、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置。圏域人口に応じて算定されます。

(圏域人口75万の場合、約2億円:当該圏域人口換算では約1億5千万円)

② 特別交付税

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。

1市当たり年間1億2千万円程度を基本として、圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定の上、事業費を勘案して算定されます。

(2) 各市町の取組に対する特別交付税

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対し、1市町当たり年間1,500万円を上限として算定されます。

2. その他の財政措置

(1) 外部人材の活用に対する財政措置(特別交付税。佐世保市、各市町双方)

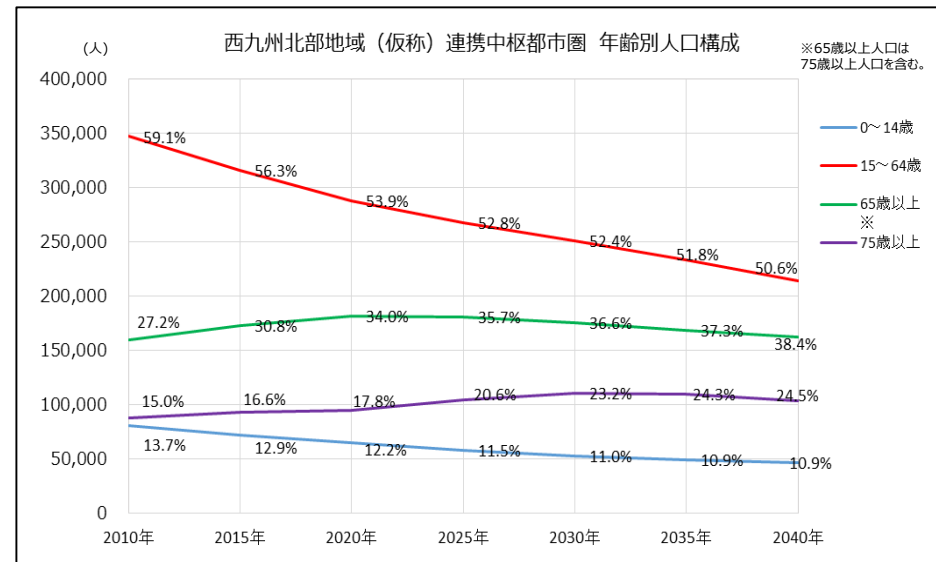
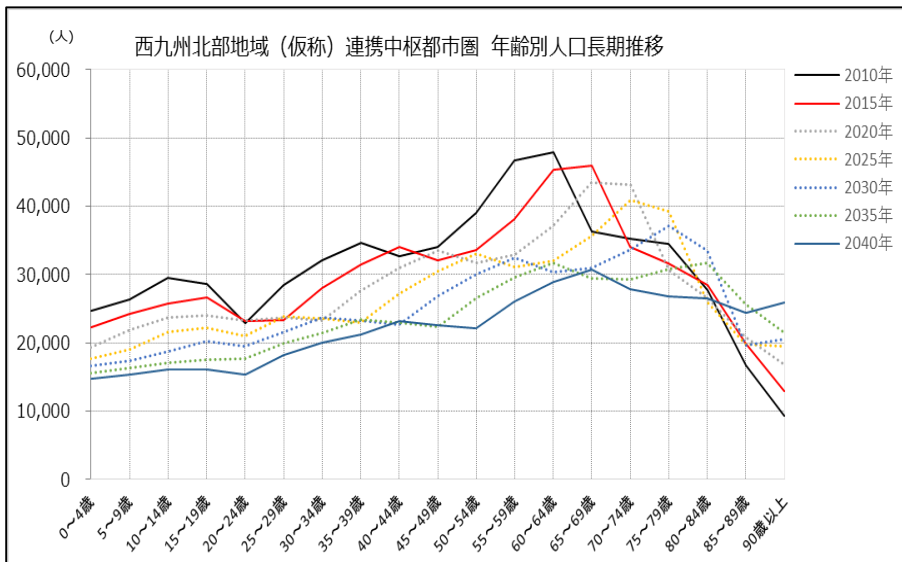
産業振興、医療サービスの向上等の活用などの取組を進めるため、圏域外から専門性を有する民間又は行政分野の人材を確保し、活用する経費に対する措置。(圏域構成市町村当たり年間700万円を上限とし、最大3年間の措置。)

(2) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(特別交付税。佐世保市、各市町双方。補助割合80%、上限800万円)

(3) へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充(特別交付税。各市町。補助割合80%)

4. (2)－① 都市圏の現状について(人口の長期推移) 出所：国立社会保障・人口問題研究所

男女計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
総数(人)	587,403	560,899	534,565	506,934	478,895	450,721	422,123
0～4歳	24,679	22,326	19,338	17,646	16,607	15,641	14,693
5～9歳	26,320	24,176	21,959	19,038	17,376	16,357	15,411
10～14歳	29,522	25,731	23,754	21,597	18,728	17,098	16,099
15～19歳	28,657	26,699	24,015	22,229	20,233	17,562	16,036
20～24歳	22,923	23,113	23,287	20,996	19,486	17,750	15,415
25～29歳	28,398	23,404	23,675	23,859	21,549	20,012	18,239
30～34歳	32,009	28,051	23,280	23,578	23,764	21,473	19,948
35～39歳	34,640	31,418	27,645	22,974	23,271	23,455	21,201
40～44歳	32,695	33,988	30,919	27,240	22,649	22,939	23,121
45～49歳	34,098	32,145	33,497	30,489	26,877	22,363	22,649
50～54歳	39,024	33,557	31,676	33,040	30,075	26,534	22,098
55～59歳	46,677	38,152	32,864	31,083	32,452	29,551	26,088
60～64歳	47,911	45,319	37,086	32,048	30,398	31,769	28,930
65～69歳	36,314	45,976	43,477	35,670	30,908	29,377	30,730
70～74歳	35,313	33,993	43,203	40,883	33,645	29,235	27,861
75～79歳	34,432	31,639	30,717	39,219	37,161	30,739	26,837
80～84歳	27,715	28,397	26,526	25,992	33,442	31,751	26,495
85～89歳	16,693	19,855	20,849	19,821	19,702	25,666	24,444
90歳以上	9,374	12,960	16,798	19,532	20,572	21,449	25,828



4. (2) - ② 都市圏の現状について(居住地移動状況)

出所：平成27年国勢調査

【圏域内市町における居住地移動状況（H22.10.01～H27.09.30）】

(全年齢)

	圏域内計 ①	①の内訳														圏域外計 ②	②の内訳 (一部)				計③ ①+②
		佐世保市	平戸市	松浦市	西海市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町		福岡県	首都圏	長崎地区	県央地区	
佐世保市	715		497	226	293	11	3	-132	22	-192	78	-13	-1	-24	-53	-996	-1,228	-251	-215	-283	-281
平戸市	-650	-497		-27	7	-2	-4	-7	-2	-94	9	-29	-5	-1	2	-607	-210	49	-73	-93	-1,257
松浦市	-510	-226	27		-3	2	-4	2	0	-41	-4	-210	-19	0	-34	-155	-86	6	-35	-67	-665
西海市	-330	-293	-7	3		-4	-15	-6	1	0	-2	-2	-2	-3	0	-302	-72	10	-284	-116	-632
東彼杵町	36	-11	2	-2	4		64	-4	0	-2	9	-2	-2	-22	2	-146	-22	19	-9	-97	-110
川棚町	-107	-3	4	4	15	-64		-41	4	2	4	-11	-5	-7	-9	-232	-96	-7	-60	-99	-339
波佐見町	108	132	7	-2	6	4	41		-4	4	1	-13	-3	-66	1	-83	-61	-3	20	4	25
小値賀町	-22	-22	2	0	-1	0	-4	4		0	-2	0	0	0	1	10	21	22	-10	-14	-12
佐々町	318	192	94	41	0	2	-2	-4	0		-5	-4	3	-7	8	-223	-76	-4	-12	-10	95
新上五島町	-87	-78	-9	4	2	-9	-4	-1	2	5		2	5	-2	-4	-601	-156	34	-248	-106	-688
伊万里市	195	13	29	210	2	2	11	13	0	4	-2		-43	-3	-41	-583	-221	-74	-32	-18	-388
武雄市	209	1	5	19	2	2	5	3	0	-3	-5	43		14	123	-739	-266	-41	-32	16	-530
嬉野市	115	24	1	0	3	22	7	66	0	7	2	3	-14		-6	-306	-115	-38	-16	10	-191
有田町	10	53	-2	34	0	-2	9	-1	-1	-8	4	41	-123	6		-259	-129	-17	-19	-4	-249
合計	0	-715	650	510	330	-36	107	-108	22	-318	87	-195	-209	-115	-10	-5,222	-2,717	-295	-1,025	-877	-5,222

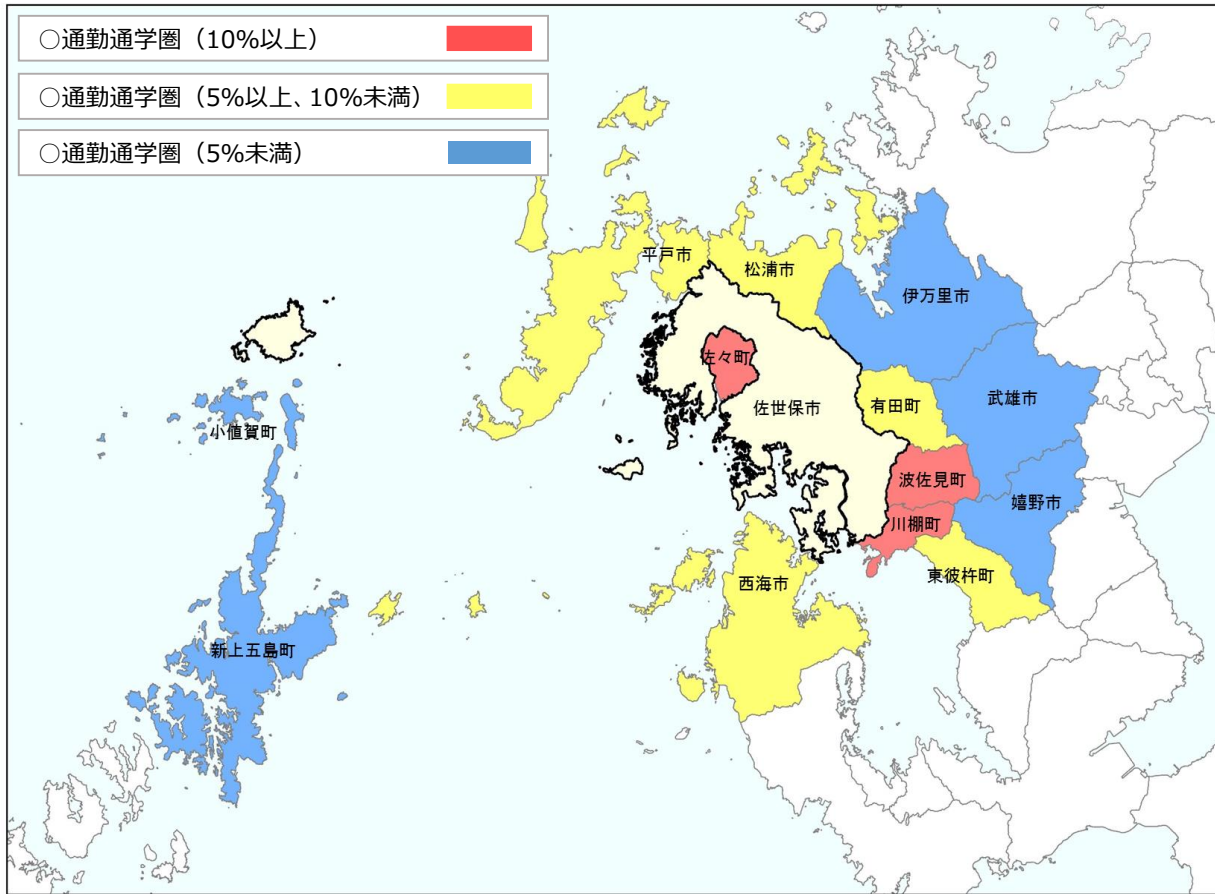
※5年前（平成22年10月1日）の居住地移動状況集計（5年前にどこに居住していたのか）

※首都圏は首都圏整備法施行令に基づき整備・建設された関東地方1都6県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）と山梨県を含む地域

※長崎地区は長崎市、長与町、時津町を含む地域

※県央地区は諫早市、大村市を含む地域

4. (2) - ③ 都市圏の現状について(通勤・通学状況) 出所：国勢調査（2010年）



■ 佐世保市に常在する通勤・通学者は12万6,787人、そのうち約9割（90.8%）が市内へ従事・通学し、残り1割程度が他市町へ通勤・通学している状況。

■ 圏域内の通勤・通学状況を整理すると、佐々町、波佐見町、川棚町から佐世保市へ通勤・通学する者は、3町の通勤・通学者の10%以上を占めており、また、圏域内13市町から流入する佐世保市への通勤・通学者は合計1万2,514人となっている。

	佐世保市	西海市	平戸市	松浦市	佐々町	小値賀町	波佐見町	川棚町	東彼杵町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町
2010人口(人)	261,101	31,176	34,905	25,145	13,599	2,849	15,227	14,651	8,903	22,074	57,161	50,699	28,984	20,929
通勤通学者(人)	126,787	16,090	16,654	12,523	7,038	1,376	8,455	7,461	4,839	9,476	30,114	26,202	15,290	10,989
佐世保通勤通学者(人)	115,180	1,448	1,053	952	3,461	1	1,624	1,913	376	11	484	277	120	794
佐世保通勤通学率	90.85%	9.00%	6.32%	7.60%	49.18%	0.07%	19.21%	25.64%	7.77%	0.12%	1.61%	1.06%	0.78%	7.23%

4. (2) - ④ 都市圏の現状について(事業所数・従業者数) 出所：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

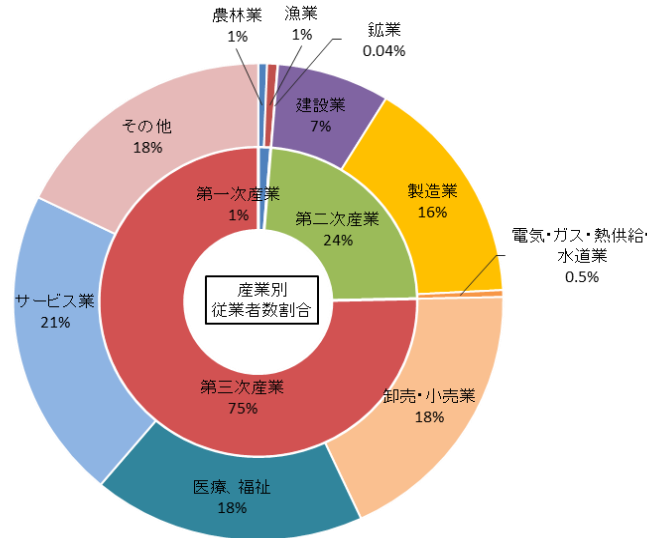
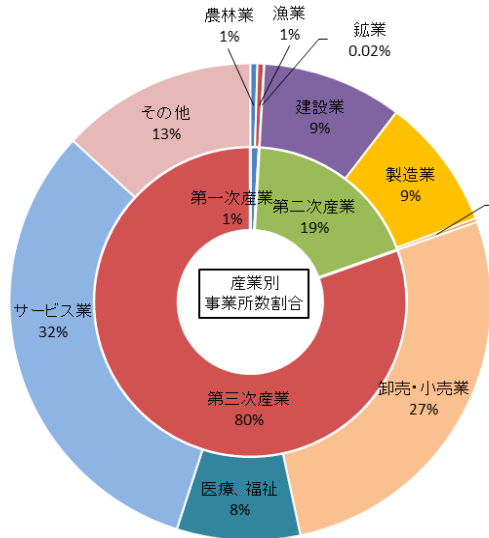
- 平成26年経済センサス基礎調査によると、圏域内の14市町合計の総事業所数は28,016か所、総従業者数は246,451人で、約40%が佐世保市に集中している。
- その中で、第一次産業では佐世保市、平戸市、松浦市、西海市に事業所及び従業者の集積が見られるほか、第二次産業では佐世保市、伊万里市、武雄市の集積が大きくなっており、第三次産業でも佐世保市、伊万里市、武雄市の集積が大きく、従業者数では半数近くが佐世保市に集積している。

	合計		第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
佐世保市	11,435	111,903	63	1,071	1,629	17,426	9,743	93,406
平戸市	1,853	12,255	31	400	346	2,517	1,476	9,338
松浦市	1,135	9,524	44	348	189	2,988	902	6,188
西海市	1,254	11,301	36	356	240	3,714	978	7,231
東彼杵町	316	3,030	2	14	81	802	233	2,214
川棚町	578	4,934	1	8	112	1,570	465	3,356
波佐見町	992	7,124	2	21	469	3,535	521	3,568
小値賀町	180	819	3	16	29	121	148	682
佐々町	704	6,139	3	39	124	2,259	577	3,841
新上五島町	1,338	7,590	24	274	246	1,311	1,068	6,005
伊万里市	2,811	28,330	14	208	550	9,963	2,247	18,159
武雄市	2,700	22,767	22	200	518	5,379	2,160	17,188
嬉野市	1,375	11,410	8	125	290	2,416	1,077	8,869
有田町	1,345	9,325	3	37	398	3,684	944	5,604
西九州北部広域都市圏	28,016	246,451	256	3,117	5,221	57,685	22,539	185,649

注1) 第一次産業（農業、林業、漁業）に属する個人経営の事業所は調査対象外。

注2) 第三次産業のうち、家事サービス業に属する事業所は調査対象外。

注3) 第三次産業のうち、外国公務に属する事業所は調査対象外。



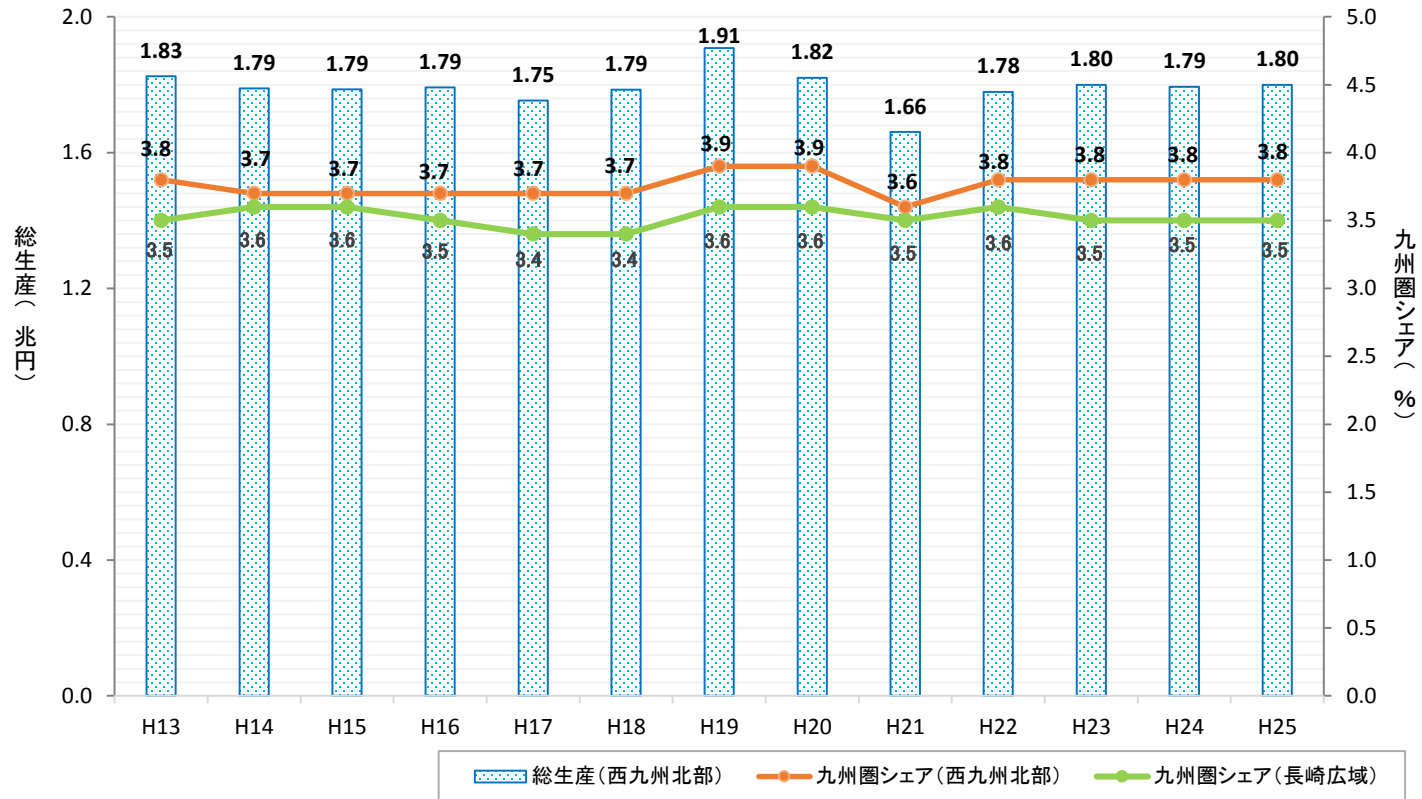
※「その他」には、「情報通信業」「運輸業・通信業」、「金融業・保険業」、「不動産業」、「教育・学習支援業」、「公務」が含まれる。

4. (2) - ⑤ 都市圏の現状について(総生産額)

出所：長崎県・佐賀県「平成25年度市町民経済計算
内閣府「平成25年度県民経済計算」

- 西九州北部地域の総生産は1.8兆円前後、九州圏（沖縄含む）におけるシェアは3.8%程度であり、景気動向に連動して成長・縮小しつつ、長期的には横ばい傾向で推移。
- 参考として、長崎広域連携中枢都市圏（長崎市・時津町・長与町）の九州圏におけるシェアは3.5%程度で推移。

【西九州北部地域の総生産額の推移】

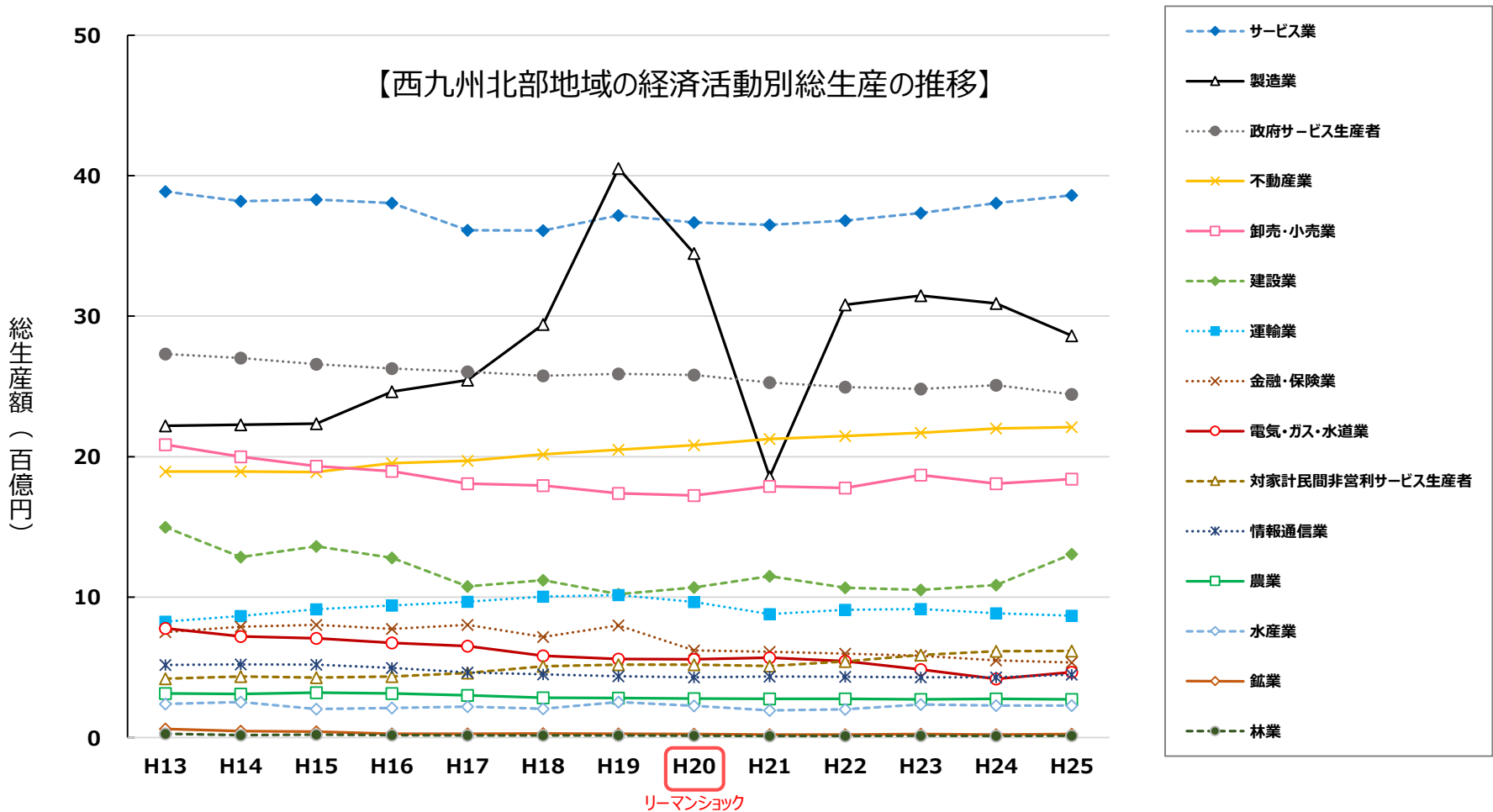


※ここで示す総生産とは、圏域内の市町の経済活動によって新たに生み出された付加価値の総額を市場価格で表示したものであり、産出額から原材料等の中間投入を控除したものである。

4. (2) - ⑥ 都市圏の現状について(総生産額:経済活動別)

出所:長崎県・佐賀県
「平成25年度市町民経済計算」

- 経済活動別の総生産額推移として、西九州北部地域では「サービス業」、「製造業」、「政府サービス生産者」が大きな産業となっている。
- 製造業におけるリーマンショックの影響と思われる落ち込みが顕著となっているが、その他の産業は概ね長期的に横ばい傾向にある。



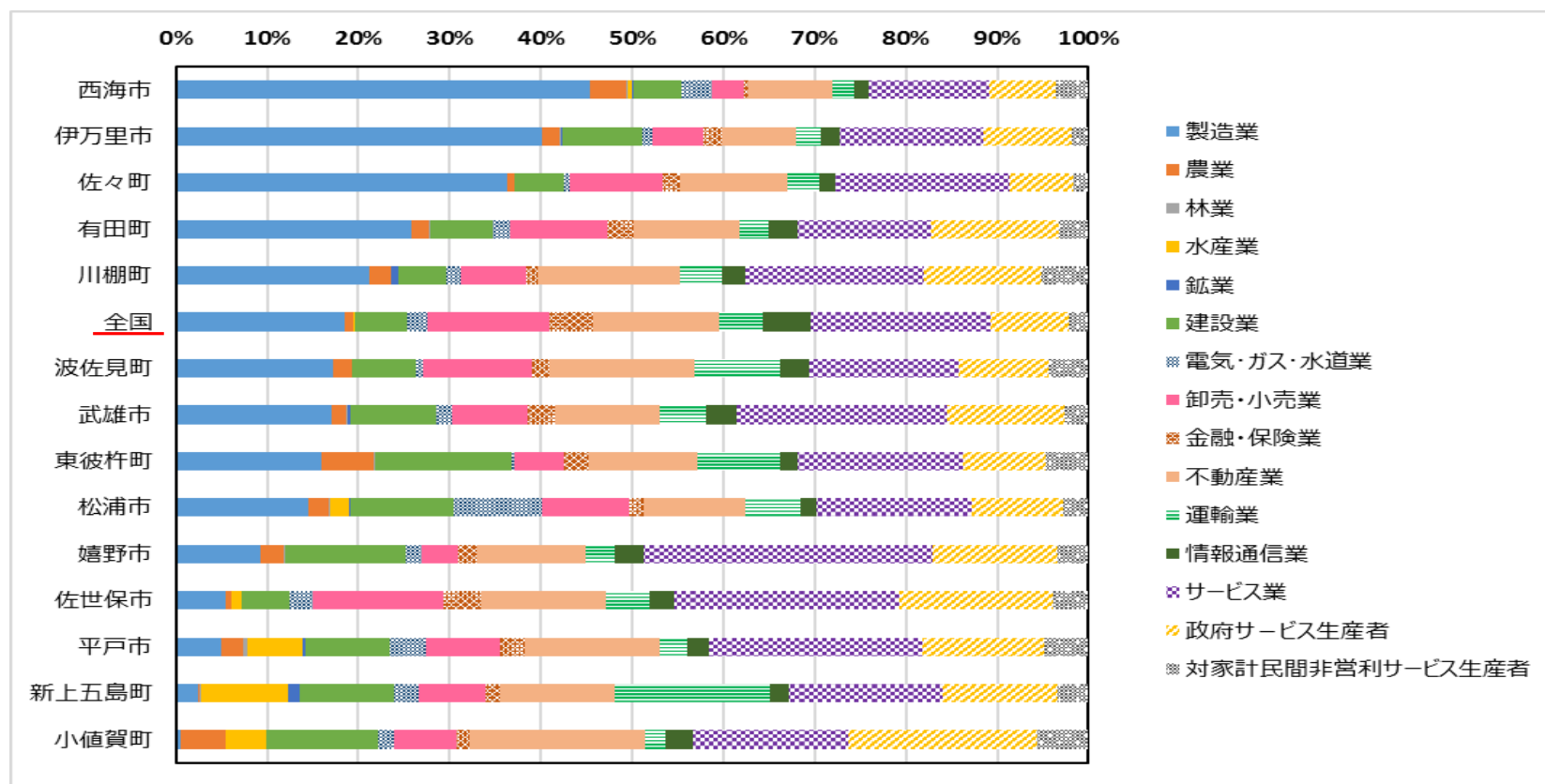
※「政府サービス生産者」・・・電気・ガス・水道業、サービス業、公務
 ※「対家計民間非営利サービス生産者」・・・労働組合、政党、宗教団体、私立学校等

4. (2) - ⑦ 都市圏の現状について(総生産額:構成市町別)

出所:長崎県・佐賀県「平成25年度市町民経済計算」
内閣府「平成25年県民経済計算」

- 経済活動別総生産構成比から市町別の産業構造の特徴をみると、14市町のうち5市町で製造業の構成比が全国を上回っており、特に、西海市、伊万里市、佐々町で製造業の構成比が特に高くなっている。
- 製造業の構成比が全国を下回る9市町のうち、佐世保市は卸売・小売業、政府サービス生産者、東彼杵町は建設業、松浦市は電気・ガス・水道業、武雄市、嬉野市はサービス業、川棚町は鉱業、新上五島町、平戸市は水産業、波佐見町は運輸業、小値賀町は農業に特色が見える。

【構成市町別の経済活動別総生産額割合】 製造業割合の高い市町順



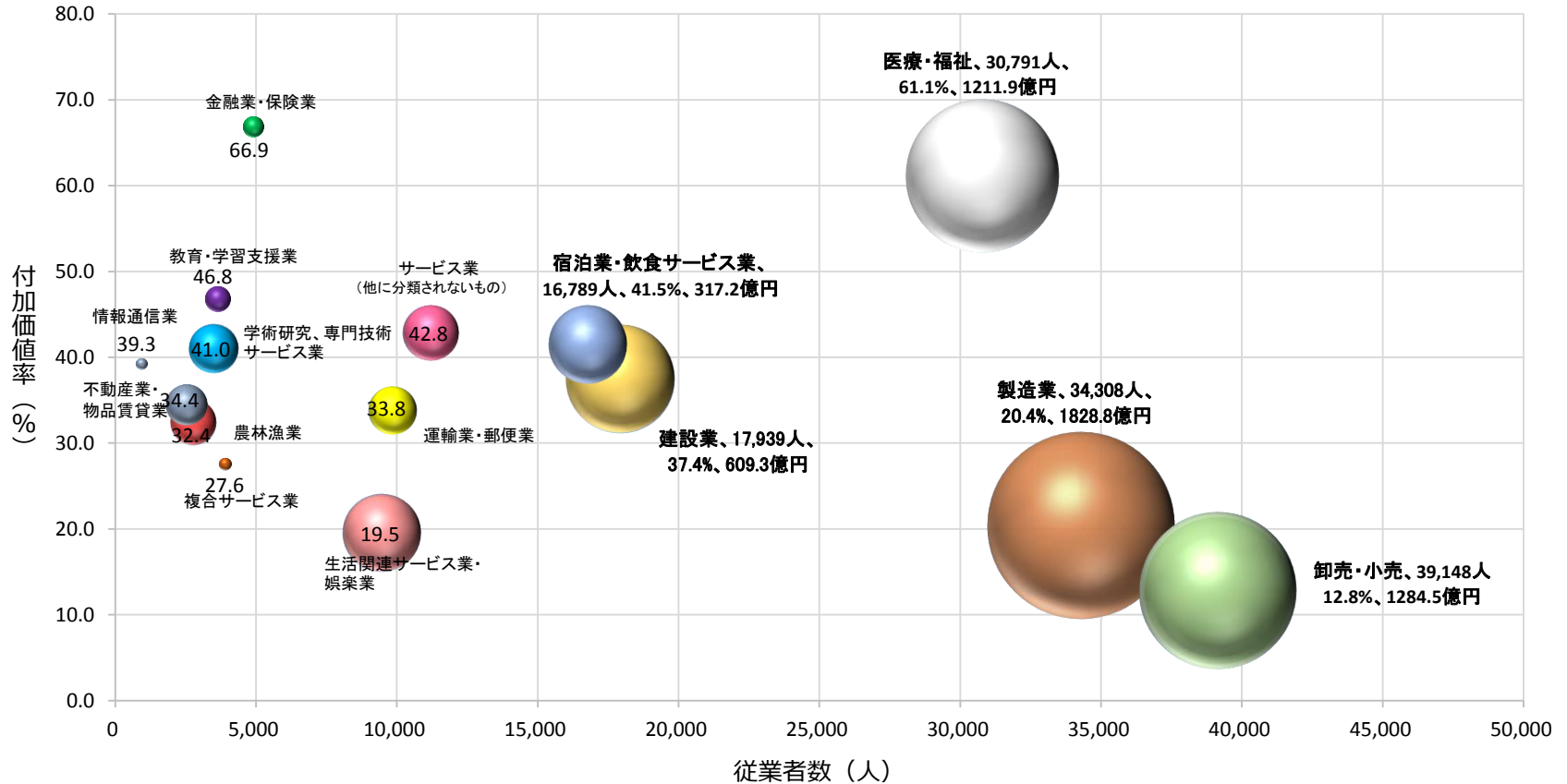
※「政府サービス生産者」・・・電気・ガス・水道業、サービス業、公務

※「対家計民間非営利サービス生産者」・・・労働組合、政党、宗教団体、私立学校等

4. (2) - ⑧ 都市圏の現状について(産業の特徴) 出所：総務省「平成24年経済センサス活動調査」

■圏域内（14市町）産業における雇用力・稼ぐ力として、「卸売・小売」、「製造業」、「医療・福祉」、「建設業」、「宿泊業・飲食サービス業」が従事者・付加価値額の両面において目立っている。

圏域内産業の雇用力・稼ぐ力（民営事業所の従業者数・付加価値率・付加価値額）



※付加価値率は【売上額（収入）/付加価値額×100】で算出

※データ作成に当たり、不明・不詳及び公表を差し控えてあるもの（「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」）は表示していない

※バブルの大きさは付加価値額の大きさを表示

4. (2)－⑨ 都市圏の現状について(企業間取引情報イメージ図(花火図)) 出所：RESAS企業間取引情報イメージ

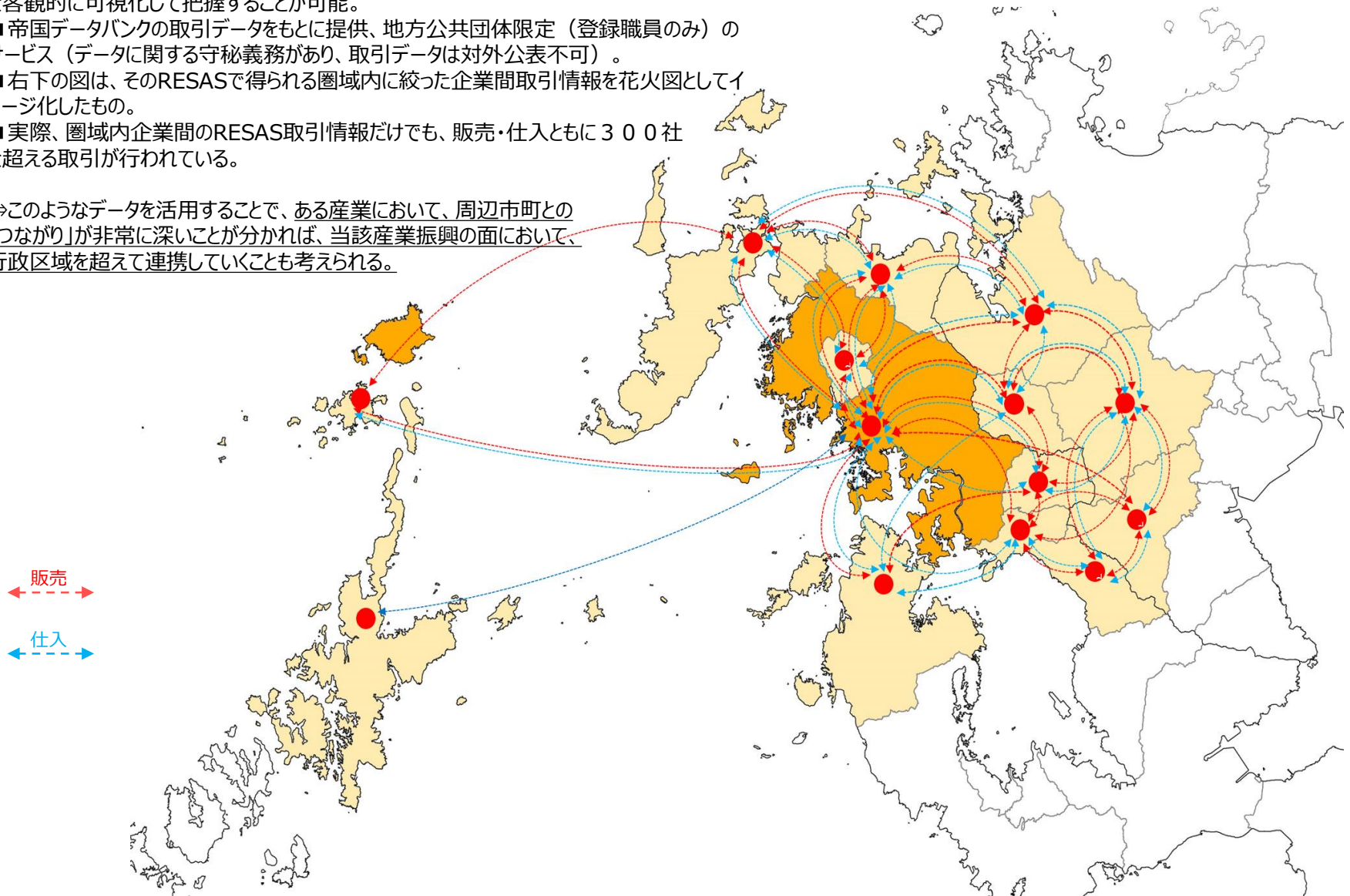
■RESASでは、個別の企業の域内外取引情報（製造業・農業林業・漁業・建設業等）を客観的に可視化して把握することが可能。

■帝国データバンクの取引データをもとに提供、地方公共団体限定（登録職員のみ）のサービス（データに関する守秘義務があり、取引データは対外公表不可）。

■右下の図は、そのRESASで得られる圏域内に絞った企業間取引情報を花火図としてイメージ化したもの。

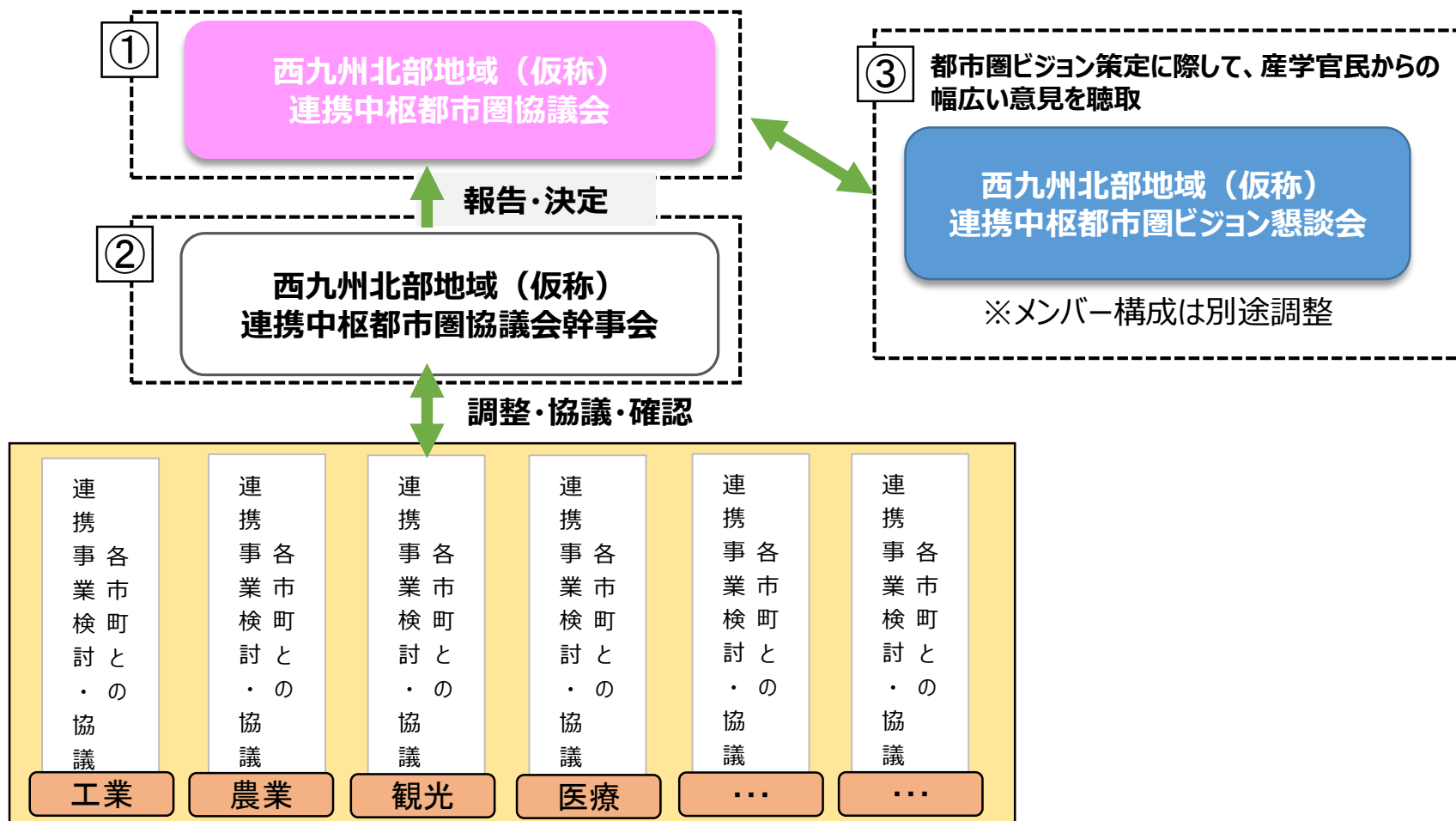
■実際、圏域内企業間のRESAS取引情報だけでも、販売・仕入ともに300社を超える取引が行われている。

⇒このようなデータを活用することで、ある産業において、周辺市町との「つながり」が非常に深いことが分かれば、当該産業振興の面において、行政区域を超えて連携していくことも考えられる。



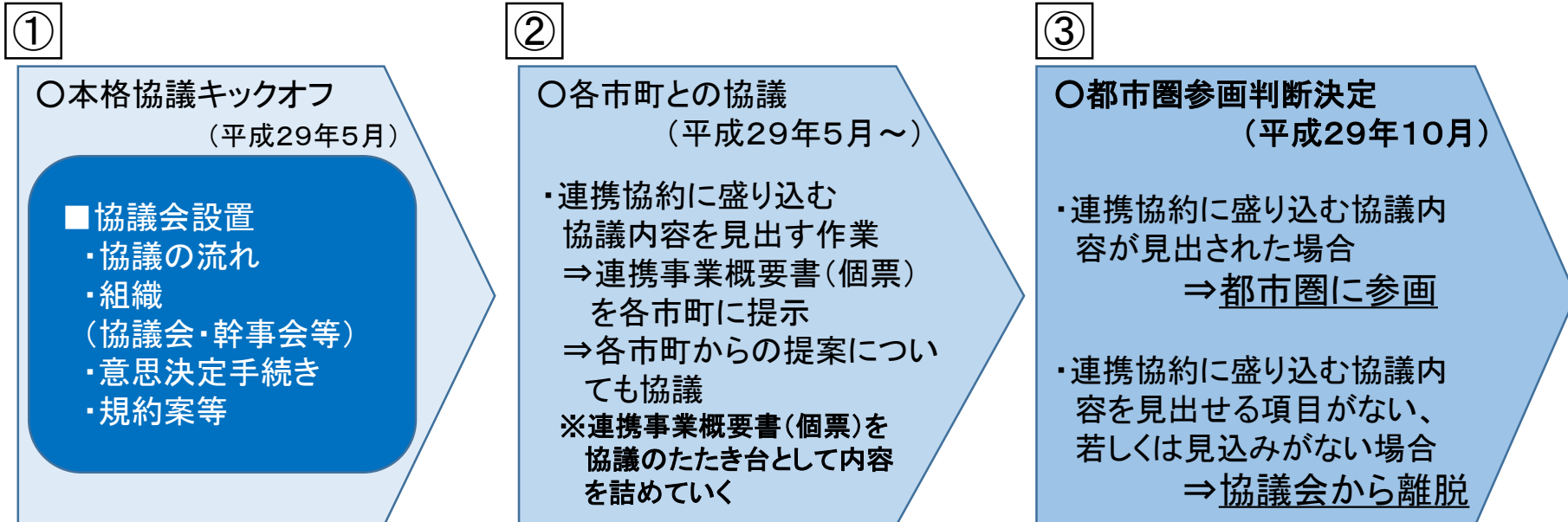
4. (3)－① 都市圏形成協議・検討体制(案)について

- ・首長からなる「協議会(規約設置)」を設置し、最終決定機関とします。(①部分)
- ・協議会の下に、各市町の企画担当課長からなる「幹事会」を設置し、協議会前の事務調整を行います。(②部分)
- ・また、都市圏ビジョン策定に当たっては、産学官民といった多方面からの幅広い意見を反映させるために、有識者からなる「都市圏ビジョン懇談会」を設置し、様々な意見を踏まえた都市圏ビジョンの策定を推進します。(③部分)



4. (3)－② 都市圏参画判断決定までのスケジュール(案)について

- ・本日の会議以降、連携事業について、各市町との本格協議に入ります。(①部分)
- ・本格協議に当たっては、佐世保市から各市町へ連携を希望する事業を記載した連携事業概要書(以下「個票」と記載します。)、また、各市町から佐世保市へ連携を希望する事業を記載した個票をたたき台として連携協約に盛り込むべき協議内容を見出す作業を行い、内容を詰めていくこととします。(②部分)
- ・平成29年9月中旬を目途に上記の作業を行い、10月までに連携協約に盛り込むべき協議内容を決定します。この時、連携事業を見出すことができる項目が存在しない、若しくは存在する見込みがないとの判断に至った市町は、協議から離脱することとなります。(③部分)



4. (3)－③都市圏形成全体スケジュール(案)について

1. 平成29年度

- ・10月までに都市圏枠組み決定(連携事業の決定)等を行います。以後、必要に応じて関係市町間で連携協議を行い、事業の内容を詰めていきます。
- ・また、同月に都市圏ビジョンに対する意見を聴取するために産学官金民福からなるビジョン懇談会(1回目)を開催し、また、連携の枠組みの承認を頂くための第2回連携中枢都市圏協議会開催を予定しています。なお、ビジョン懇談会については、必要に応じて開催する予定です。

2. 平成30年度

- ・連携協議に係る実務作業を進め、連携中枢都市宣言案、連携協約案及び都市圏ビジョン案の策定を行います。
- ・10月に連携中枢都市宣言を行い、**12月に各市町で連携協約にかかる議決**を経て連携協約を締結、都市圏ビジョンの公表を行う予定です。

(都市圏形成全体スケジュール案)

項目	平成29年度												平成30年度																																		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																							
連携中枢都市圏	都市圏ビジョン懇談会(有識者会議)																																														
	第1回協議会(趣旨説明)												第2回協議会(都市圏参画判断)																																		
	第1回幹事会(事業提案依頼)												協議会参画判断(各市町)																																		
												第1回ビジョン懇談会(設置:趣旨説明)												第2回ビジョン懇談会(ビジョン案意見聴取)												第3回ビジョン懇談会(ビジョン最終案説明)											
												第2回協議会(連携協約案・ビジョン案提示)												第3回協議会(連携協約締結式)												第4回協議会(連携協約締結式)											
												連携中枢都市宣言												ビジョン策定公表												議会との関係 連携協約等、連携中枢都市圏にかかる事項は、適時、 議会への報告 を行う必要があると考えられます。											
												※必要に応じて開催												※必要に応じて開催																							

4. (3)－④ 都市圏形成組織(案)について

西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏協議会 名簿

会 長	佐世保市	市 長	朝長 則男
委 員	平戸市	市 長	黒田 成彦
委 員	松浦市	市 長	友広 郁洋
委 員	西海市	市 長	杉澤 泰彦
委 員	伊万里市	市 長	塚部 芳和
委 員	武雄市	市 長	小松 政
委 員	嬉野市	市 長	谷口 太一郎
委 員	東彼杵町	町 長	渡邊 悟
委 員	川棚町	町 長	山口 文夫
委 員	波佐見町	町 長	一瀬 政太
委 員	小値賀町	町 長	西 浩三
委 員	佐々町	町 長	古庄 剛
委 員	新上五島町	町 長	江上 悦生
委 員	有田町	町 長	山口 隆敏

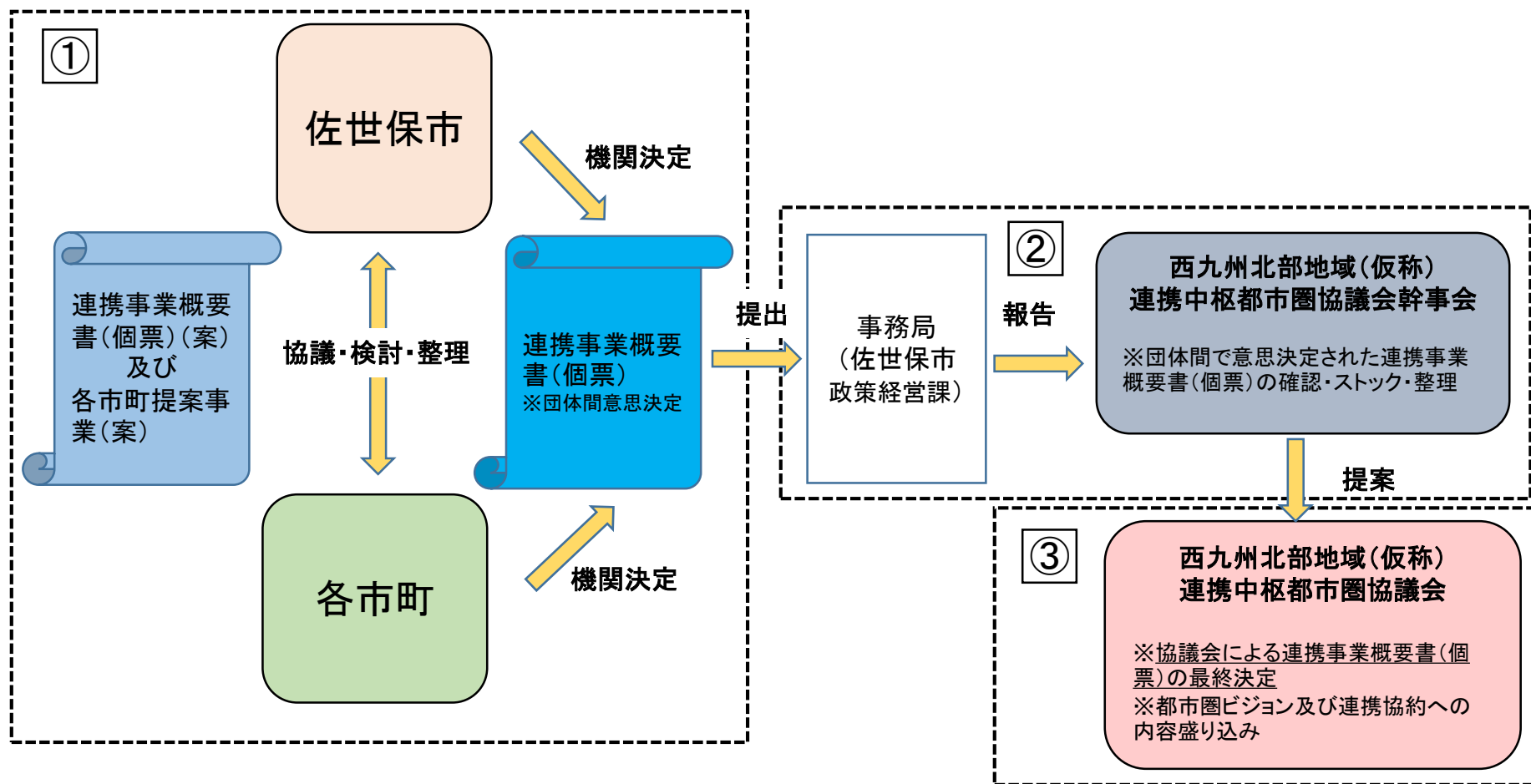
※並びは県コード順 敬称略

西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏協議会 幹事会 名簿

代表幹事	佐世保市	政策経営課長
幹 事	佐世保市以外の市町企画担当課長	

4. (3)－⑤ 都市圏形成の意思決定の手続き(案)について

- ・連携事業概要書(個票)を各担当者間での協議を経て作成し、合意された内容を各市町で機関決定します。(①部分)
- ・機関決定された連携事業概要書(個票)を事務局へ提出し、幹事会へ報告します。(②部分)
- ・「幹事会」で確認された連携事業概要書(個票)を「協議会」へ提案し、最終決定します。(③部分)
- ・「協議会」で決定された連携事業概要書(個票)を、都市圏ビジョンに添付し、また、協約の内容となります。



4. (4)－① 全国の連携中枢都市圏形成状況について

平成29年4月6日現在

	圏域名(連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	構成市町	圏域人口等
1	播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27.2.13	H27.4.05	H27.4.05	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市	1,307,003人 (うち姫路市535,664人)
2	備後圏域 (福山市)	H27.2.24	H27.3.25	H27.3.25	【岡山県】笠岡市、井原市、【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町	857,212人 (うち福山市464,811人)
3	高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27.2.17	H27.3.27	H27.3.27	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	770,183人 (うち倉敷市477,118人)
4	みやざき共創都市圏 (宮崎市)	H26.12.1	H27.3.25	H27.5.12	【宮崎県】国富町、綾町	428,089人 (うち宮崎市401,138人)
5	久留米市広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27.11.2	H28.2.23	H28.2.23	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町	456,196人 (うち久留米市304,552人)
6	みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市)	H27.10.30	H28.1.15	H28.3.25	【岩手県】八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、	476,758人 (うち297,631人)
7	石川中央都市圏 (金沢市)	H27.12.4	H28.3.28	H28.3.28	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町	728,259人 (うち金沢市465,699人)
8	長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28.2.17	H28.3.29	H28.3.29	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町	543,424人 (うち長野市377,598人)
9	下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27.9.30	H27.12.18	H28.3.29	【山口県】下関市(合併1市圏域)	268,517人
10	大分都市広域圏 (大分市)	H27.12.22	H28.3.29	H28.3.29	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町	778,237人 (うち大分市478,146人)
11	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27.9.4	H28.2.16	H28.3.30	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町	585,348人 (うち高松市420,748人)
12	熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27.6.18	H28.3.30	H28.3.31	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町	1,123,424人 (うち熊本市740,822人)
13	広島広域都市圏 (広島市)	H28.2.15	H28.3.30	H28.3.31	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	2,324,756人 (うち広島市1,194,034人)

4. (4)－② 全国の連携中枢都市圏形成状況について

平成29年4月6日現在

	圏域名(連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	構成市町	圏域人口等
14	北九州都市圏域 (北九州市)	H27.12.24	H28.4.18	H28.4.18	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町	1,394,457人 (うち北九州市961,286人)
15	しずおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	H28.3.1	H28.3.31	H28.4.28	【静岡県】焼津市	1,168,000人 (うち静岡市704,989人)
16	松山圏域 (松山市)	H28.7.8	H28.7.8	H28.7.8	【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	646,055人 (うち松山市514,865人)
17	とやま呉西圏域 (高岡市・射水市)	H28.8.26	H28.10.3	H28.10.3	【富山県】南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市	443,151人 (うち高岡市172,125人、射水市92,308人)
18	八戸圏域連携中枢都市圏 (八戸市)	H29.1.4	H29.3.22	H29.3.22	【青森県】三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町	323,447人 (うち八戸市231,257人)
19	新潟広域都市圏 (新潟市)	H28.12.16	H29.3.28	H29.3.28	【新潟県】三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町(※加茂市からは連携協約締結の意向が示されていない。)	1,286,730人(加茂市含む) (うち新潟市810,157人)
20	岡山連携中枢都市圏 (岡山市)	H28.8.9	H28.10.11	H29.3.28	【岡山県】津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町	1,170,158人 (うち岡山市719,474人)
21	山口県央連携都市圏域 (山口市・宇部市)	H28.11.28	H29.3.30	H29.3.30	【山口県】萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、【島根県】津和野町	628,836人 (うち山口197,422人、宇部市169,429人)
22	長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)	H28.6.10	H28.12.27	H29.3.30	【長崎県】長与町、時津町	501,860人 (うち長崎市429,508人)
23	かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)	H28.10.31	H29.1.19	H29.3.31	【鹿児島県】日置市、いちき串木野市、姶良市	753,518人 (うち鹿児島市599,814人)

■ 連携中枢都市圏形成を目指す団体

平成29年4月6日現在

件数	団体
10	青森市、山形市、福島市、郡山市、岐阜市、四日市市、鳥取市、呉市、高知市、佐世保市

4. (5)－①他都市圏の取組み事例について

播磨圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 播磨広域連携協議会を構成する13市9町に「新たな広域連携モデル構築事業」への参加を呼びかけ、近隣の7市8町が参加。
- 総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定され、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には連携する6市8町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。
- 平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行った。

苦労した点

- 「合併の前段階ではないのか」、「連携中枢都市のみが活性化するのでは」といった懸念から連携に慎重な意見もあったが、実際に足を運んでの丁寧な説明など粘り強く協議や説明を行うことで、圏域の実現に繋がった。
- 自治体によっては、1部署、1担当が多岐に渡って事業を担当しており、具体的な事業の打合せに、いつも同じ職員が来る事態を避けるため、特に経済関係の連携事業は姫路市の各課で同じ日に打合せを設定して対応した。



圏域全体の経済成長のけん引

播磨地域ブランド「豊穡の国・はりま」事業について

播磨圏域が取り組む地域ブランド「豊穡の国・はりま」の育成に向け、東京浅草の商業施設「まるごとっぽん(平成27年12月開業)」への姫路・はりま圏域のアンテナブース出展(来館者平成28年7月末で317万3,000人)や姫路城のお膝元で開催した大物産展(来場者2日で5万人)等に取り組んでいる。費用は姫路市負担。



圏域の企業誘致の促進

圏域への企業誘致を促進し、産業振興・雇用確保を図るため、各市町の地域経済、工場適地等、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査及び広域企業誘致パンフレットの作成等を行う。

また、姫路市においては企業誘致に際し、企業のニーズに合わせて連携市町の情報(土地情報・優遇制度)も提供することで、圏域内への立地を促進している。

当初、姫路市単独で実施した企業誘致活動で面積条件を満たす工場適地がなかったが、宍粟市の土地情報や優遇制度を紹介した結果、立地が決定した事例がある。費用は姫路市負担。



【臨海部に集積する企業群】

高次の都市機能の集積・強化

JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

播磨圏域の中心にふさわしい都心づくりに向け、JR姫路駅周辺において、魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設の設置などを検討。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

図書館の相互利用促進事業

8市8町の圏域内住民であれば全37館・約407万冊の図書がいずれ図書館においても貸し借りができる仕組みを構築。平成28年7月からは蔵書の共通検索システムを導入。利用登録者は平成28年8月末時点で姫路市2,237人、他市町6,389人の計8,626人。

運営費は各市町が負担する。

成年後見支援センター運営事業

姫路市が成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するため設置・運営している「成年後見支援センター」(姫路市社会福祉協議会に委託)について、圏域内の神崎郡3町における住民等も対象とし、共同利用の形で相談業務等を行う。

運営費は姫路市が負担する。

4. (5)－②他都市圏の取組み事例について

備後圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 県境を越えて都市圏を形成しているが、江戸時代以前は備後国として一体であった地域。
- 圏域の自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「工業整備特別地域」に指定され、日本経済を支える工業地域としての発展の礎を築くなど、住民の日常生活のみならず、経済的な結び付きも強い地域。
- 平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災協定の締結などを行ってきた。

苦労した点

- 連携中枢都市と圏域市町への財源措置及び構成市町の動機づけ(財源措置のメリット、連携する目的等)
- 連携中枢都市圏構想に提案する時点では、連携市町の一部に「合併につながるのではないか」という懸念があった
- 企画担当課と事業所管課との間で、目標の共有に時間を要している(連携中枢都市、圏域市町 共通)



圏域全体の経済成長のけん引

圏域全体における産業支援の強化

圏域での中小企業等の様々な経営課題の解決を支援するため、専門知識を持つ「びんご産業支援コーディネーター」を設置。圏域の大手企業OB等を中心としたコーディネーターが、圏域内の中小企業等に対して販路開拓やブランド戦略などのアドバイスや事業者間のマッチングを実施。



産業支援コーディネーター

事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。

また、中小企業事業者の「稼ぐ力」を高めるため、売上向上・創業支援に重点をおいた経営相談を行う産業支援拠点「福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz」を2016年(平成28年)12月に開設する。

備後圏域産業連関表の活用

福山市が作成した備後圏域全体の産業連関表を活用し、圏域全体の産業振興につなげる。

また、備後圏域の産業連関表に基づいて作成した経済波及効果測定シートをオープンデータとして公表予定。産業連関表を事業者等が活用することで、圏域内における地域経済活性化に資する事業の創出につなげる。

高次の都市機能の集積・強化

高度医療の充実や強化

福山市民病院の救命救急センターやがん医療に係る医療機器の整備等、高度医療の提供体制の充実に努める。また、圏域内の安心・安全な医療提供体制を確保するため、福山市民病院から圏域内の公立病院に対し診療支援を行うなど、公立病院間の連携強化を図るとともに、潜在看護師の復職支援など、圏域全体での看護師の確保、教育・研修の充実等に取り組む。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

こども発達支援センターの共同運営

福山市が発達に課題のある子どもの支援を行う医療機関「こども発達支援センター」を整備し、医師などの専門スタッフを確保する中で、圏域市町と共同運営している。

保育所や医療機関等と連携して、発達に課題のある子どもに関する相談や診察、訓練を行うなど、専門的できめ細かな支援を実施。事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。

圏域全体の地域包括ケアシステムの構築

在宅医療・介護連携の推進に向けて、医療・介護事業所の情報やサービスなどの情報が検索できるWebサイトを開設し、掲載情報の充実に取り組んでいる。開発費は福山市が負担し、運用・保守費は掲載数に応じて圏域市町が負担。また、市町を越えた徘徊対策の検討や、福山市が実施する市民後見人養成講座の圏域への拡大など、認知症対策も推進。

4. (5)－③他都市圏の取組み事例について

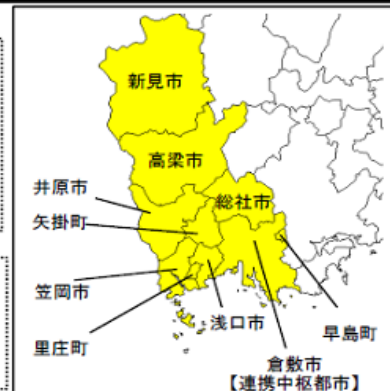
高梁川流域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。
- 昭和29年3月：「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月：60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

苦勞した点

- 関係者（倉敷市庁内及び市議会議員、連携市町の職員・議員、圏域内の産学金官民の各関係機関等）に対し、地方自治法改正に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めた。



圏域全体の経済成長のけん引

高梁川流域観光振興事業

圏域内の観光客増加・周遊促進、外国人観光客の受入整備を目的とした事業。⑳は、周遊モデルコースを設定し観光パンフ・HPを作成したほか、フリーWi-Fiの共同無料サービスの運用やインバウンド促進に向けたセミナーなどを実施。㉑は、高梁川流域観光振興協議会を設立し、体制を強化。海外の旅行社等を招請した視察ツアーのほか、圏域内の事業者・団体を対象とした観光プロモーション事業などを実施。協議会負担金は、関係市町にて応分に負担。その他事業費は倉敷市の負担。

データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域全体の人口・経済等のデータを一元化し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるようデータを加工・分析・ビジュアル化する「仕組み」と「人材」を整備。

オープンデータを提供し、事業者が活用することで、圏域でのイノベーションや地域のビジネスの創出といった地域経済の活性化につなげる。

㉒は、まずは倉敷市に係るデータの収集・分析に着手し圏域の企業等を対象にセミナーを実施。㉒は先行型交付金が採択された(50百万円)。

地域資源活用推進事業

企業に補助金を交付し、圏域内の地域資源を用いた研究開発・商品開発支援を実施。併せて、物産展・見本市等を開催して地域資源を発信するとともに、圏域内事業者の販路開拓を支援する。事業費は倉敷市の負担。

流域ソーシャルイノベーション推進事業

ソーシャルビジネス支援センターを設置し、社会起業家、NPO等に対する相談業務を実施。また、社会起業家等と金融機関・商工団体等との連携を促進するための支援ネットワークを構築。事業費は倉敷市の負担。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内での保育士確保等を目的に保育士・保育所支援センターの設置・運営を行い、コーディネーターを配置(2名)。圏域の認可保育所での就労希望者(潜在保育士)を対象とした再就職支援等各種研修事業を実施し、㉓は、約30名が復職する。事業費は倉敷市の負担。

圏域内公共建物現況調査・台帳作成支援事業

倉敷市の専門技師のノウハウを活かし、希望する連携市町の公共施設の建物点検・修繕計画の策定・図面のデータベース化を行う(連携市町から倉敷市への委託)。連携市町はその成果を基に公共施設の将来的な管理計画を策定。民間への委託に比べ大幅なコスト削減を達成。

移住交流推進事業、冊子作成等圏域発信事業

東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町共同出展や倉敷市に所在するお試し住宅の運営、圏域への移住定住者を紹介した移住冊子の作成等を実施。㉔は、お試し住宅を通じて3組が移住し、内1組は圏域自治体に移住。事業費は倉敷市の負担。

